

石川県公報

令和2年2月3日(月曜日)

号 外

(第4号)

目 次

規 則	
○石川県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の施行期日定める規則 (産業立地課) 1	○石川県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 1

規 則

石川県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の施行期日定める規則をここに公布する。

令和2年2月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第一号

石川県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の施行期日定める規則

石川県港湾施設管理条例の一部を改正する条例(令和元年石川県条例第五号)の施行期日は、令和二年四月一日とする。

石川県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二号

石川県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

石川県港湾施設管理条例施行規則(昭和三十年石川県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「申請書の様式」を「申請」に改め、同条第一項中「によるものとする」を「を知事(指定管理者管理施設にあつては指定管理者)に提出して行うものとする」に改め、同項第二号中「及び滝港マリーナ」を「滝港マリーナ及び金沢港クルーズターミナル」に改め、同項第七号中「許可を受けた事項」を「第一号から第五号までに規定する様式により申請し許可を受けた事項」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 金沢港クルーズターミナルを使用する許可の申請 別記様式第四号の三

第二条第一項に次の一号を加える。

九 第六号に規定する様式により申請し許可を受けた事項について、その目的、方法、面積及び期間を変更する許可の申請 別記様式第六号の二

第二条第五項中「第一項第七号」を「第一項第八号」に改め、「。以下同じ。」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項第六号」を「第一項第七号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項第一号中「別記様式第六号の二」を「別記様式第六号の三」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 金沢港クルーズターミナルの指定管理者は、金沢港クルーズターミナルの使用を許可したときは、許可書を申請者に交付するものとする。

第二条に次の二項を加える。

7 第一項第九号の申請書には、許可書の写しを添えなければならない。

8 金沢港クルーズターミナルの指定管理者は、金沢港クルーズターミナルの使用の許可に係る事項の変更を許可し

たときは、変更許可書を申請者に交付するものとする。

第三条第二項中「別記様式第六号の三」を「別記様式第六号の四」に改める。

第十一条を削り、第十条を第十一条とし、第九条を第十条とする。

第八条中「第五条」を「第六条」に改め、同条を第九条とし、第五条から第七条までを一条ずつ繰り下げる。

第四条中「別記様式第七号」を「別記様式第八号(金沢港クルーズターミナルにあつては別記様式第八号の二)」に改め、「指図書」の下に「(金沢港クルーズターミナルにあつては、許可書)」を加え、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(使用料の減免)

第四条 条例第九条第二項又は条例第十条第二項の規定により、金沢港クルーズターミナルの指定管理者が使用料を減免することができる場合及びその割合は、次のとおりとする。

- 一 クルーズ船の寄港に伴う準備及び乗客の乗下船等の手続を行うため、条例別表第四に掲げる施設を使用する場合 十割
 - 一 県が主催し、又は各種団体が県と共催し、金沢港の振興を図るための事業を行うため、条例別表第四に掲げる施設を使用する場合 十割
 - 一 その他知事が必要と認める場合 十割以内
- 2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、別記様式第七号による申請書を指定管理者に提出しなければならない。
- 3 指定管理者は、使用料の減免を決定したときは、使用料減免決定通知書により使用者に通知するものとする。

本則に次の一条を加える。

(滝港マリナー及び金沢港クルーズターミナルの利用時間及び休業日)

第十二条 滝港マリナー及び金沢港クルーズターミナルの利用時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 滝港マリナー 九時から十七時まで
 - 一 金沢港クルーズターミナル 九時から二十一時まで
- 2 滝港マリナー及び金沢港クルーズターミナルの休業日は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- 一 滝港マリナー 毎週火曜日並びに一月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十一日まで
 - 一 金沢港クルーズターミナル 一月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十一日まで
- 3 前二項の規定にかかわらず、滝港マリナー及び金沢港クルーズターミナルの指定管理者は、特に必要があると認めるときは、臨時に利用時間及び休業日を変更することができる。

別記様式第四号の二の次に次の一樣式を加える。

別記様式第4号の3(第2条関係)

年 月 日

金沢港クルーズターミナル指定管理者 様

申請者

住 所 (法人にあつては、
主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、
名称及び代表者の氏名)

印

電話番号

金沢港クルーズターミナル施設使用許可申請書

次のとおり使用したいので、石川県港湾施設管理条例第5条第1項の規定により申請します。

使 用 の 目 的 (催 物 の 名 称 等)					
使用しようとする施設 (該当するものを○で囲んでください。 ホール2、展望デッキ、ターミナル前広場については、使用する面積も記載してください。)	会議室1 会議室2 セミナールーム ホール1 (全面・半面) ホール2 m² 展望デッキ m² ターミナル前広場 m²				
使用期間	搬入・搬出	搬入	搬出		
		年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
	催物開催	年 月 日から 年 月 日まで	開催時間 時 分から 時 分まで		
主催者の氏名又は名称		責任者の氏名			
共催者の氏名又は名称					
入 場 料	有 (最高 円) ・ 無	入 場 ・ 使 用 予 定 人 数	人		
※ 使 用 料	円				

備考

- 1 ※の欄は、記入しないこと。
- 2 催物等の内容が分かる参考資料を添付すること。
- 3 申請者本人(法人その他の団体にあつては、代表者に限る。)が署名する場合は、押印を省略することができる。

別記様式第六号の三を別記様式第六号の四とし、別記様式第六号の一を別記様式第六号の三とし、別記様式第六号の次に次の一様式を加える。

別記様式第6号の2(第2条関係)

年 月 日

金沢港クルーズターミナル指定管理者 様

申請者

住 所 (法人にあつては、
主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、
名称及び代表者の氏名)

印

電話番号

金沢港クルーズターミナル施設使用変更許可申請書

次のとおり許可事項を変更したいので、石川県港湾施設管理条例第5条第3項の規定により申請します。

使 用 の 目 的 (催 物 の 名 称 等)			
変 更 の 内 容	変 更 前		変 更 後
変 更 の 理 由			
※ 使 用 料	円		円
※ 処 理	承 認 不 承 認	※ 通 知	年 月 日

備考

- ※の欄は、記入しないこと。
- 申請者本人(法人その他の団体にあつては、代表者に限る。)が署名する場合は、押印を省略することができる。
- 許可を受けた際に交付された許可書の写しを添付すること。

別記様式第八号を削る。

別記様式第七号中「第4条」を「第5条」に改め、同様式を別記様式第八号とし、同様式の前に次の1様式を加える。

別記様式第7号(第4条関係)

年 月 日

金沢港クルーズターミナル指定管理者 様

申請者

住 所 (法人にあつては、
主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、
名称及び代表者の氏名)

印

電話番号

金沢港クルーズターミナル使用料減免申請書

次のとおり使用料の減免を受けたいので、石川県港湾施設管理条例施行規則第4条第2項の規定により申請します。

使 用 の 目 的 (催 物 の 名 称 等)			
使用しようとする施設 (該当するものを○で囲んでください。 ホール2、展望デッキ、ターミナル前広場については、使用する面積も記載してください。)	会議室1		
	会議室2		
	セミナールーム		
	ホール1 (全面・半面)		
	ホール2	m ²	
	展望デッキ	m ²	
	ターミナル前広場	m ²	
使 用 期 間	年 月 日 時 分	から	年 月 日 時 分まで
使 用 料	円	減免を受けようとする金額	円
申 請 の 理 由			
※減免する割合		※減免決定金額	円

備考

- ※の欄は、記入しないこと。
- 申請者本人(法人その他の団体にあつては、代表者に限る。)が署名する場合は、押印を省略することができる。

別記様式第九号中「第6条」を「第7条」に改め、同様式の欄に次の1様式を加える。

別記様式第8号の2(第5条関係)

年 月 日

金沢港クルーズターミナル指定管理者 様

申請者

住 所 (法人にあつては、
主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、
名称及び代表者の氏名)

印

電話番号

金沢港クルーズターミナル使用料還付申請書

次のとおり使用料の還付を受けたいので、石川県港湾施設管理条例第12条第2項の規定により申請します。

使用の目的 (催物の名称等)			
使用しようとする施設 (該当するものを○で囲んでください。 ホール2、展望デッキ、ターミナル前広場については、使用する面積も記載してください。)	会議室1		
	会議室2		
	セミナールーム		
	ホール1(全面・半面)		
	ホール2	m ²	
	展望デッキ	m ²	
	ターミナル前広場	m ²	
使用期間	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分まで	
既納の使用料	円	還付を受けようとする金額	円
申請の理由			
※還付する割合		※還付決定金額	円

備考

- ※の欄は、記入しないこと。
- 申請者本人(法人その他の団体にあつては、代表者に限る。)が署名する場合は、押印を省略することができる。
- 許可を受けた際に交付された許可書の写しを添付すること。

別記様式第十号中「第8条」を「第9条」に改める。

附 則

- この規則は、石川県港湾施設管理条例の一部を改正する条例(令和元年石川県条例第五号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 金沢港クルーズターミナルの使用に係る手続その他の規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。